

# 情報通信審議会 情報通信政策部会 総合政策委員会（第10回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

令和4年5月10日(火) 10:00～12:00

於、ウェブ開催

## 第2 出席した構成員（敬称略）

森川 博之（主査）、三友 仁志（主査代理）、江崎 浩、桑津 浩太郎、  
根本 直子、増田 悦子、山中 しのぶ、岩浪 剛太、大谷 和子、  
鈴木 一人、手塚 悟、森 亮二

## 第3 出席した関係職員

### （1）総務省

（国際戦略局）

大森 一顕（国際戦略課長）

新田 隆夫（技術政策課長）

（情報流通行政局）

飯倉 主税（放送政策課長）

高田 義久（郵政行政部企画課長）

（総合通信基盤局）

木村 公彦（電気通信事業部事業政策課長）

荻原 直彦（電波部電波政策課長）

（サイバーセキュリティ統括官室）

梅村 研（参事官（総括担当））

（情報通信政策研究所）

高地 圭輔（所長）

### （2）事務局

竹村 晃一（官房総括審議官）

辺見 聡（官房審議官）  
大村 真一（情報通信政策課長）  
西潟 暢央（情報通信政策課企画官）  
西村 邦太（情報通信政策課統括補佐）

#### 第4 議題

- (1) 「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について【令和3年9月30日付け 諮問第26号】
- (2) その他

### 開会

○植田主査 おはようございます。本日も、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会開会に先立ちまして、事務局からご案内をさせていただきます。

本日もオンライン会合となりますので、進行を円滑に行うため、ご発言を希望される方は、チャット機能によりその旨お知らせください。その際、参加されている皆様が発言者を把握できるようにするため、ご発言いただく際には、冒頭にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、ハウリング等の防止のため、発言時以外はマイクとカメラをオフにさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

音声がつながらなくなった場合には、チャット機能でお知らせいただけたらと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、森川主査からよろしくようお願いいたします。

○森川主査 それでは、皆様、おはようございます。本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

総合政策委員会の第10回をこれから開催させていただきます。本日は13名中12名の委員の皆様方にご出席いただけると伺っております。

### 議事

(1) 「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について

○森川主査 それでは、議題のほうに移りたいと思いますが、まず、資料につきましては、委員の皆様方におかれましては、事務局から送付いただいたメールの添付資料をご覧ください。また、傍聴の皆様方は、事務局からのメールに記載された総務省ホームページのURLをご覧くださいだければと思います。よろしいですか。

本日の議題も、令和3年9月30日付諮問第26号「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」についてとなります。本日は、一旦事務局のほうでまとめていただいたものを、皆様方にいろいろな視点からご意見を賜るという場でございまして、今回をもって親会のほうに報告をしていくフェーズに入っていきますので、ぜひ、皆様方から報告書(案)につきまして、いろいろなご意見等を賜ることができればと思っています。ざっくり事務局からは40分から50分ほどのご説明で、その後、1時間ほど自由な意見交換の時間を取っておりますので、ぜひそこでいろいろなご意見等いただければと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から、資料10-1、10-2、10-3に基づきましてご説明をお願いできますか。よろしくお願いいたします。

○西潟企画官 おはようございます。西潟でございます。事務局でございます。本日もありがとうございます。

早速ですが、まず画面を共有させていただきまして、今10-3を共有させていただきました。ご覧いただけていますでしょうか。

こちら10-3は、ここ3回ほど答申の案に向けてご審議をいただいた中でご指摘いただいたものをまとめたものでございまして、これに沿いつつ、資料10-1の報告書(案)のほうに、今までいただいていたご審議やご指摘を反映させていただいています。また、その流れの中で、先ほど森川主査からもございましたとおり、本日またご審議をいただくということで、何かございましたら、私の説明の後にいただければと思っています。

早速1枚めくります。報告書(案)についていただいた中で、お手元に報告書のほうをご覧くださいだければと思いますが、第1章、4ページのところは、ICTの現状・動向ということで、冒頭の真ん中の楕円の中にICTの見取図があり、コンテンツ・サービ

スが上位レイヤーにございます。一番下のほうには利用者がございまして、横断的領域等いろいろマッピングをしております。

その次のパラグラフは、前回から追加したところございまして、ご紹介させていただきます。マッピングは上の図でございまして、それに加えて、今回、2030年に向けた情報通信施策についてご審議いただく中で、ICTの、いわゆる産業としての状況や世界全体で見たときの状況を1つ冒頭に付け足したものでございまして、ポイントとしては2つございます。

1つ目は、ICT産業がまだまだ成長産業であるという点で、世界でのIT支出の予測を見ますと、Gartnerが毎年出しているものでございますが、しっかりと右肩で上がっている状況になっています。

それから、右側のほうの表です。これは昨年秋に諮問させていただいたときにも似たような形の資料をお示ししましたが、1989年の時価総額ランキングで日本の企業の多くがベストテンに入っていた頃のデータと、2020年のランキングがどうなっているかの比較です。1位はサウジアラビアの石油企業でございまして、2位以降のよく聞く名前の企業は、この業界の外国企業が席卷しているという現状があるということをお示したものでございます。

そこからは、5ページをおめくりいただきますと、概況ということで、第1回の会合のときに事務局のほうからもご紹介させていただきました。横ばいのグラフがいろいろと多い状況でありまして、そういったもののご紹介です。この部分は前回と特段変わっておりません。

その後、8ページの分野別の現状・動向ということになりますが、おめくりいただきますと、9ページにグラフが幾つかございます。インターネットのトラフィックは、特にコロナ禍を経て非常に速い勢いで増加しているところでありますし、固定・モバイルともにブロードバンドの整備状況ということでは、これはOECDのデータでございまして、日本は世界有数、トップランクの状況にあります。

10ページ目以降は電気通信事業の状況等々で、11ページには、スマートフォンの料金ということで、総務省がやっている内外価格差調査からのもので、値下げの効果がしっかり数字にも出ているということがございます。

12ページは、Beyond 5Gの図がありまして、②の光ネットワーク、海底ケーブルのシェア等々ございます。そこで、13ページのこちらでは、前回宇宙ネットワー

クの取組について、先般報道発表された株式会社Space Compassの設立についても言及すべきであるというご指摘をいただきました。この部分につきまして、③の真ん中のパラグラフの真ん中のほうになりますが、NTTとスカパーJ SAT株式会社の取組についてもご紹介することにしております。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページあたりは、通信機器やスマートフォンの普及率です。携帯電話の基地局やスマートフォンは、日本のシェアがほとんどございません。16ページになりますと、例えば、画像センサや産業用ロボット、RF半導体、スマートメーターにおいては、携帯電話の基地局と比べると、まだまだ日本企業は競争力があること、少なくとも世界市場のシェアを持っているということをお示ししております。

17ページ、18ページはクラウドの状況でございまして、富士キメラ総研からご紹介いただいた資料もご紹介をしているところでございます。

19ページは、上のほうはデータセンターの立地状況で、国内については、東京圏が多く、関西と足すと4分の3以上となるというようなことが書いてあります。

おめくりいただきまして、21ページになりますが、下のほうに(b) SNS・ネットニュースとございます。こちらは、SNSやインターネットニュースの利用動向について、総務省が昨年8月に公表している「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を参照してはどうかとご指摘いただいております。そのご指摘をそのままいただきまして、グラフやテキストを少し変えております。21ページの下のほうにございますテレビ・インターネットの平均視聴時間の推移ということで、このポイントとしては、左下の図になるのですが、令和2年度になると、平日のほうはネットの平均視聴時間がテレビを超えたということがございました。

22ページをおめくりいただきますと、世代ごとのインターネットの項目別の平均利用時間で、一番多いところは動画投稿動画の共有サービスを見ることであり、休日では、続いてソーシャルメディアを見る・書くこととなっています。平日ですと、多分お仕事も含めて電子メールというものはあるのだと思いますが、そういうような状況になっております。

右のほうは、主なソーシャルメディアサービスの国内の利用率ということで、LINEだと9割以上の方がアカウントは持っておられるというようなことでございます。

少し飛びますが、24ページです。Web 3.0やブロックチェーン・NFTの動向に

ついてです。真ん中の図をご覧ください。第1世代、第2世代、第3世代とありまして、これはJ S Tさんのレポートからお借りしてきたものであります。ブロックチェーンは、サプライチェーンの信頼向上や貿易の管理、車両・航空機の利用状況の管理、ダイヤモンドといった高級品の真贋照明、食品のトレーサビリティといろいろな活用が進んでいる一方で、これらの事例においては、多くはブロックチェーンの要素技術の適用というのを全部使っているわけではなく、そういう意味では、ビットコインのような完全なブロックチェーンというものではないのではないかとというのがJ S Tレポートにあったところでございます。

それは事実といたしまして、これに対してということで、特にWeb 2.0に続く次世代のフロンティアとしてWeb 3.0と言われているところがございますので、ここの部分について記述を追加しております。

Web 3.0時代のデジタル経済圏の起爆剤として考えられているところが、NFT、非代替性トークンと言われるものでございまして、ブロックチェーン上で発行される唯一無二、非代替ということで、これがデジタルの証票になります。改ざんが困難であり、取引の真正性を証明できるということで、コミュニティの会員証明や決済手段として利用することで、多様なステークホルダーの参加が可能となる分散型、自律的な新しい組織（DAO）というのが注目を浴びているところでございます。こういったものは国内でも生まれ始めているところでございまして、地方の活性化や社会課題の解決に向けた新たなツールとなる可能性が注目されているというものを記述として追加しています。

それから、メタバースの記述がございまして、その後、コンテンツ・放送関連の市場ということで、こちらのほうは特段新しいところはございません。それから、28ページ、(8)でICTの人材というところで、第1章は以上になります。

第2章は、前回もご紹介しました情報通信分野の政策の動向ということで、特に官邸で行われているものや内閣総理大臣が議長であるものを載せています。今回ご審議いただいている中で、実際の情報通信政策を進めていく中では参照していくべき会議ということで、それらの取組についてのご紹介です。最後10番目が、経済安全保障推進会議ということで、今回の諮問の関係も非常にある会議でございまして、こちらまで10個ご紹介させていただいているということでございます。

おめくりいただきまして、35ページから第3章ということで、情報通信施策に対する提言ということでございます。最初に総論ということで、(1)として基本的な考え

方、(2) 取組の方向性ということで、2つまとめております。37ページをおめぐりいただきますと、2番目として、この中から重点的に取り組むべき事項ということで、例えば、5Gの普及と高度化、海外展開というような形で、以後また追ってご紹介させていただきますが、個別の政策に踏み込んだ部分についてのテキストになってまいります。

そうしましたら、まず35ページのほうに戻っていただきまして、こちらの画面の真ん中のことについて、幾つかご指摘をいただいております。

提言の概要の図についてのご指摘をいただきました。市場や顧客を中心としてそれぞれの取組がループするようになるのではないかというご指摘です。それから、これは図のみならず全体の話としてですが、我が国のICTがより市場を意識すべきである点についても言及すべきではないかというご指摘をいただきました。

行ったり来たりで申し訳ないのですが、37ページをまたご覧いただきますと、こちらの図のほうは、ご指摘を踏まえた形になっているかと思えます。真ん中に顧客と市場を置いて、上の開発から右側に行って実証、実装、海外展開ということで、こうしたループがそれぞれのところであり、また顧客とのやり取りもそれぞれあろうかというようなところでループの図を作っておるところでございます。

それから、また個別のところに出てくるのですが、それぞれの4つのところには、例えば、開発のところでございますと、ゲームチェンジャーとなるような新技術の開発・導入を進めていくことが必要なのではないか、実証の部分では、サイバー・フィジカルの融合の部分が、まだ我が国にも強みがある領域として攻めていくべきではないかというご指摘もございました。実装の部分では、社会課題の解決や地方の活性化、SDGsの実現に向けたものを意識すべきであるということをご指摘いただいておりますし、海外展開というところでは、国際連携による新市場の創出や国際貢献もしっかりと意識すべきであるというご指摘をいただいていたところでございます。

それから、真ん中の顧客のところには、要素として、例えば生産年齢人口の減少やそこから来る人手不足、グローバル市場の特性も踏まえて取組を進めていかなければいけないということを、ここで図示しているところでございます。これもまた追ってご説明いたします。

そしたら、また35ページのほうに戻っていただきまして、あわせて、この部分で指摘を幾つかいただいております部分についてご説明します。

まず、真ん中の4つ目で、経済安全保障も重要ですが、日本はGDP第三位の国であ

りますし、国際貢献という視点も必要ではないかというご指摘です。

二つ目に、民間政府もICTに対する投資がさらに必要であって、民間が行うものも含めて、設備投資やICT投資の活性化につながるような全体像を示すべきではないかというご指摘です。

三つ目に、Society 5.0やSDGsとICTがどう関わっていくのかです。地方においても、最低限のサービスの維持だけではなく、むしろ高度なサービスの積極的な活用や地域のダイナミズムを高めるための取組を打ち出すべきではないか、我が国が目指すべきところとして、省エネグリーンという方向性もしっかり出していくべきではないかのご指摘です。

最後のチェックになりますが、今回報告書を取りまとめさせていただく中で、いま一度総務省の施策全体を俯瞰して見直してみることが、一つの視点として、2030年に向けた大きなステップになるのではないかというご指摘がございました。

これらいただいたものは、追ってご紹介しますが、この2ページの中に大半いろいろな形で含まれているところかということで、ご確認いただければと思います。

そうしましたら、35ページの基本的な考え方のほうに戻らせていただきます。まず、最近の目まぐるしい国際情勢の中で、我が国が経済面で独立、生存、繁栄をしていくことや、その中で、他国に対する過度な依存を避けつつ、戦略を打ち立て、主導的に取組を進めていくことが必要であるということで、これはまさに経済安全保障そのものでございまして、その次が、Society 5.0のご紹介になります。キーワードとしてあるのは、Inclusive、Sustainable、それから、Dependableということで、こうした社会の実現に向けて取り組んでいくということでございます。

それと併せ、最後のパラグラフでは、こうしたものを踏まえて、我が国が2030年頃に向けてSociety 5.0の実現を目指す過程を通じて、情報通信インフラの高度化とその維持に取り組むことを示しています。それから、関係する研究開発ソリューションや人材等の整備を通じて、全体の国際競争力の強化を図る必要があります。3つ目として、その前提となるものとして、我が国の自由でかつ信頼性の高い情報空間の構築が必要ではないかということになっております。

これが基本的な考え方ということで、次に、取組の方向性と、考え方の方向感を出すということで、ここで具体的な中に入る前に押さえておくところとして、2つ提示をいたしております。1つ目が、既に課題先進国とも呼ばれているところで、課題に直面し



始めている部分もあるものもございますが、2030年頃に我が国が直面していることが想定されている課題を提示しております。もう一つが、我が国の情報通信産業で、ところによってはデジタル敗戦とも言われているところがございますが、こうしたところに至った要因についてしっかりと振り返りを行うことが必要ではないかということです。この2点を、まず取組の方向性の前に、前段として置いております。

社会的な課題としては、まず、先ほども簡単にご紹介しました、国内の生産年齢人口の減少ということで、これは社会保障・人口問題研究所の平成29年の推計をこのまま参照しておりますが、2030年には2015年との比で11%の減少で、2060年には2015年比で38%生産年齢人口が減少すると予想されています。経済力と人口との関係も含め、相対的な国際的な地位の低下が懸念されるというのが1点目です。それから、物流医療や交通、その他、生活の必需サービスの従業者、そのインフラを支える人員の不足が深刻化することが想定されるところでございます。それと併せまして、社会インフラの老朽化や近年の自然災害の激甚化といった課題も引き続き顕在化していくことが想定されるというのは、1つの課題としてしっかり認識すべきものです。

2つ目として、2050年カーボンニュートラルというのは政府全体で目標として取り組んでいるところでございまして、その中での課題として1つあるのが通信トラヒックの急増です。通信トラヒックの急増によって、1つの予想として、2050年には、ICT関連消費電力が平成28年比で4,000倍以上に爆発的に増加することが予想されておまして、SDGsの実現及びICTのグリーン化を進めることも急務になっております。

3つ目の課題として、増加の一途であるサイバー攻撃の脅威やインターネット上の偽情報を挙げています。これは前回もご審議いただきましたが、偽情報や違法・有害情報の増加への対応も喫緊の課題ではないかということで、この3つを課題として掲げております。

続きまして、デジタル敗戦の要因について、こちら、4つほど事務局としてまとめさせていただきます。

1つ目は、ネットワークレイヤーで、日本のブロードバンドの整備状況が優れている点について冒頭ご紹介もいたしましたが、ネットワークレイヤーよりもより収益性が高い上位レイヤーのサービスの部分を外国勢に押さえられてしまっているというのが1点目です。

2点目として、これは産業構造との関係もございますが、投資の回収期間が長い産業構造の中で、投資負担に堪えられるだけのシェアや事業規模を、いわゆるグローバルなサプライチェーンの水平分業の中で維持しきれなかったというのがあるのではないかと考えています。

3つ目として、ハードウェアやシステムをコントロールするソフトウェアの開発のほうで後手に回ってきた部分があるのではないかと考えています。

4つ目として、これは第1章のほうでグラフでもご紹介いたしましたが、情報化・デジタル化に向けた投資が十分に行われてこなかったということも挙げられるのではないかと考えています。

こうしたところを、今に至った4つの要因として押さえておく必要があるのではないかと考えています。先ほど申し上げた課題とこうした要因を押さえた上で、Society 5.0の実現や大目標の形、国際的なポジションの維持・向上といった取組を進めていく必要があるということで、そのために何をしていくのかを考え、ここでは方向性として5つ挙げておきます。

まず、生産年齢人口の減少等の課題解決に向けた研究開発新技術の実装です。「攻めの投資」ということで、日米比較の資料もございましたが、こうした部分の「攻めの投資」に転ずることが必要であるということもございます。特に5Gは、まさにSociety 5.0を支えるベースインフラでございますが、その5Gとくっついて、IoTやAI、ビッグデータを活用して、オートメーションやスマートシティ等のソリューションに取り組むにつれ、それらを支えていく人材の育成を含めた積極的な投資が必要であるというのが1つ目です。

特にその中でも先端的な技術開発について、必要となる投資額の大きさに鑑みますと、強み・弱みを分析して投資対象の絞り込みというのはある程度必要なのではないかと考えています。グローバル社会ですので、必要に応じた分担を図るのも重要です。

2つ目として、連携体制ということで、例えば、光電融合の技術はゲームチェンジャーとなり得るものとして期待するところでもあります。NTTさんからのプレゼンテーションでもありましたとおり、光電融合の技術は、IOWMグローバルフォーラムで、既に海外の企業や国内企業も含め、インクルーシブな連携体制を構築しているというお話をいただいておりますし、そうした意味で、連携体制というのは1つ大事なファクターとして押さえておく必要があるのではないかと考えています。

3つ目といたしまして、ICTの分野は、今さらではありますが、技術開発のスピードが速くて、国際競争も熾烈であります。その中で、特に日本の場合、「技術で勝ってビジネスで負ける」というようなことが指摘されてきました。こうした中でも、こうならないようにということで、国際的な情勢やビジネス・エコシステムの変化をしっかりと踏まえた上で、実証、実装、海外への展開といった流れが重要となります。

今申し上げた流れに加え、顧客・市場を起点とした「稼ぐ」事業展開のサイクルをしっかりと回すということで、こちらを指摘させていただいております。それから、経済安全保障との関係では、国際情勢の動向を踏まえつつ、サプライチェーンの維持・確保にも配慮する必要があるのではないかと考えております。

4つ目といたしまして、先端技術の開発です。「ものづくり」の技術とデジタル基盤の融合ということで、こうしたものを通じて、社会課題解決のためのソリューションの実装に向けて地方自治体等が行う取組を積極的に支援していきます。4つ目の方向性でございます。その中で、例えば、テレワークを通じた就労機会の拡大や地方からのデジタル実装、ICTのグリーン化に向けた取組を着実に進めることで、SDGsの実現を図り、海外への展開を通じた国際貢献や日本経済の持続的成長を実現することが求められるのではないかと考えております。

最後に、これらの取組の前提になるものとして、自由でかつ信頼性の高い情報空間の構築も大事でございます。日常生活や経済活動に密接不可分な放送の社会的役割をしっかりと維持・発展させていくことや、前回もご審議いただいておりますところの安心・安全なインターネット環境の構築に向けた取組を続けていくことが求められます。

以上が、まず総論として、基本的な考え方やその取組の方向性です。画面のほうでお示しいただいた指摘のところも反映させた形で、テキストをまとめさせていただいております。

続きまして、各論のほうに移らせていただきます。資料の2ページになります。報告案についてということで、一つずつ、各論と対応ということでご紹介させていただければと思います。

まず、5Gの普及と高度化、海外展開ということで、いただいていたご指摘が2つございました。1つは、5GやB5Gについては、ルーラルエリアでの自動運転といった例のような利用価値があるため、非居住地域のエリア整備の必要性についても言及すべきではないかと考えてございました。

それから、ミリ波帯は今後利用が進んでいく部分であると思いますし、ローカル5Gは総務省でも今、実証実験を進めておるところでございますが、この部分は日本が先行している分野でもありますし、ミリ波帯の活用は2030年に向けてさらに重要性が増していくというご指摘がございました。こうした部分は相性もいい部分がございますし、日本がアドバンテージを持ってリードできる分野ではないかというようなご指摘をいただきました。

この部分で、38ページの下の方から始まる(1-4)5Gソリューションの実証・実装等と海外展開というところで、これまでもご審議いただいていたとおり、ローカル5Gやそのソリューションの海外展開といったものも含めて、我が国が強みとしてきたセンサーネットワーク等のデジタル基盤と組み合わせて、優位性を確保することが期待できる分野でもあるということでございます。こうした部分は、総務省がこれまでも取り組んでまいったところではありますが、「インフラシステム海外展開戦略」等とも連携しながら取組を進めていくことが適当ではないかということでございます。

2つ目に、ブロードバンドの拡充ということで、こちらの部分は、前回まだテキストが準備できていませんでしたが、(2-3)宇宙ネットワーク等の非地上系ネットワークのイノベーション推進ということで、これは実は同じ情報通信審議会の技術戦略委員会のほうでもご審議いただいていたものでございまして、今回テキストとしてここにつけております。

1つ目に、宇宙ネットワーク等の最大の特徴としてカバレッジがございます。これは高いところからでございますので、地上系のネットワークのエリアの拡張や移動体への通信サービスの提供、海洋・宇宙・極地等における活動支援等、いろいろな用途が期待できるということでございます。こういった意味では、セキュリティに配慮すべきという部分はあると思いますが、地上ネットワークとのシームレスかつ信頼性の高い通信サービスの提供に向けて、先進的なユースケースの開発や実装を積極的に推進すべきであるとしております。

それから、これまでも使ってきた部分はございますが、自然災害等の非常時のバックアップでバックホール回線として有用でございまして、ネットワークの冗長化、強靱化という観点からも、活用を促進していくべきであろうということでございます。

3つ目は、インフラやサプライチェーンの構築といった部分で、国際的な調整が必要な分野ながらも、他国への依存が過度なものにはならないように留意が必要ということ

です。我が国においても、こうした事業に取り組む方に対しての案件の掘り起こしや、制度上の課題の把握を進めていくべきですし、小型衛星等の無線局相談窓口や国際周波数調整手続きマニュアルについても不断の改善を行っていくことが適当ではないかというところでございます。

続きまして、3つ目に、次世代ネットワークに向けた研究開発と実装、国際標準化というところでございます。

こちらも前回テキストが入っていなかったところございまして、これも技術戦略委員会のほうでご審議いただいていたものですが、あらためてテキストとして、こちらのほうにも提言として追加をしたところでございます。

まず、Beyond 5Gについて、戦略的不可欠性獲得を目指すということで、単なる従来の移動通信システムの延長だけではなく、ネットワーク全体の超低消費電力化や固定、移動、宇宙のシームレスな接続及びそれらの最適制御によって、次世代ネットワークというトータルでのネットワークの実現を目指すことで、グローバルな通信市場でのゲームチェンジを狙っていこうということです。また、先端技術の研究開発においても主導的な地位を確保していくことが必要であり、これを目指していくということでございます。

そのため、2つ目のパラグラフでございますが、光電融合技術のご紹介もNTTからいただきましたし、技術等のオール光ネットワーク技術や非地上系のネットワーク、仮想化の技術、統合ネットワーク技術といった重点技術分野については、国費を集中的に投入して研究開発を加速化していくこととしています。あわせて、いろいろなところの標準化の機関やフォーラムにおいて標準化に向けた活動を主導していくことも必要ということで、研究開発戦略や知財・国際標準化戦略を一体的に進めていくこととしています。

研究開発に続いて、その成果が出たものについては、実装、海外への展開、連携といったものを見据えて、実装が可能なものについては実装を進めていこうということで、「稼ぐ」意識を持って取り組んでいくことが必要であるとしております。

その一例として、重点技術分野の研究開発の成果につきまして、1つの目途として、2025年以降順次、国内ネットワークへの実装と市場投入を進めていくというスケジュール感で進めていくということでございます。また、その有用性についても、なるべく早く実装し、世界にいち早く発信して、デファクト化を推進していこうということで、

その際に、主要なグローバルベンダとも連携しつつ、通信事業者への導入を促進していくという戦略で進めていきたいということでございます。

それから、宇宙ネットワークの分野について、我が国の企業はどちらかというとシステムであったり部品であったりソリューションであったり、得意領域が特化している形で事業展開をしているのが現状ということでございます。そういった意味では、宇宙ネットワークについても、5GのほうのオープンRANの取組のようにオープン化というものも促進し、企業の参入や市場獲得の機会を増やしていくような取組も目指していくのが適当であると考えています。そして、これらを踏まえ、先ほど申し上げましたとおり、情報通信審議会における「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」の検討において取りまとめられた新たな戦略に基づいて、取組を具体化して進めていくということでございます。その最後として、1つのKPIとして、Beyond 5Gの標準必須特許10%や国際市場のシェア30%の確保、通信ネットワーク全体の電力使用効率の2倍への向上、2040年の情報通信分野のカーボンニュートラルの実現といったものを目標として掲げて進めていくということでございます。

続きまして、(4)の放送に移らせていただきます。

放送についてご指摘いただいていた部分としてあったのは、何を指して今回制度改革等の検討が行われているかについて言及すべきではないかというのが1つ目で、「アテンションエコノミー」についても言及する必要があるのではないかというのが2つ目です。

テキストはそれほど多くは書いてはおりませんが、アテンションエコノミーのところ、42ページの上から3行目のところにあるとおり、インターネット空間においてアテンションエコノミーが形成され、二世情報等の問題も顕在化する中で、取材と編集に裏打ちされた情報発信によって情報の正確性や論点の多角性を提供することが放送のある意味強みであり、しっかりやっているところでもありますので、こうした点からも社会的役割を維持し、発展させていくことが必要であるとしております。

そういった意味で、ここの部分が、多分最初のご指摘にもそぐうと思います。究極的には、この放送のプロセスの中での正確性が確保されるための仕組みが内在的にあるわけですので、こうした部分がインフォメーション・ヘルスや民主主義の健全の発達の面で必要不可欠だというのが、制度改革も含めて、社会における放送の必要性に対するお答えになっていくのだと思います。その中で、放送をめぐる環境変化である、テレビの

視聴者数の減少の部分との兼ね合いも考慮しながら取組を進めていくというところでもございました。

次の（５）に移りまして、安心・安全なインターネットの利用環境の構築ということで、ここについては、メディアリテラシーの涵養というのも後段に出てまいります、それとは別に、フェイクニュース等について、プラットフォーム事業者に対する総務省の取組といったものもございまして、そうしたものについて項立てをして言及すべきであるというご指摘をいただきました。それも踏まえて、ここから１ページ半、２ページほどになっております。

まず前段として、総論という形で、インターネットの役割や情報発信の主体の変化、利用者層の多層化によって、インターネットは民主主義を支える情報基盤としても重要な役割を果たすようになってきて、その中で、自由かつ信頼性の高い情報空間の構築という観点から、不適切な情報の流通への対応や利用者の情報の適正な取扱いについての対応というのが、課題としてなっていることを記載しております。

その中で、例えば、プラットフォーム事業者のインターネット上のコンテンツの流通について、プラットフォーム事業者の中でも情報の流通の適正化に向けた取組というものは行われておりまして、総務省においても、イノベーションと利用者保護のバランスを踏まえながら、プラットフォーム事業者と向き合い、その関係する政策を進めていくことが必要であるとしております。

それから、違法・有害情報の流通や偽情報等への対策として、まずは民間の事業者の取組を基本とはするのですが、影響力等の観点から、プラットフォーム事業者をはじめとする取組の検証・評価等は継続的に行っていくことも必要ではないかと考えています。特に事業者が保有する利用者に関する情報の適正な取扱いという部分につきましては、ガイドラインに基づいた定期的なモニタリング等の規定を盛り込んだ電気通信事業法の一部改正の法律案を３月に総務省の事務方のほうからご説明させていただいたように、今後具体的な運用について、また官民連携して検討を進めていくことが重要であるとしております。

それから、モバイルOSについてです。これはもともとデジタル市場競争本部のほうでいろいろ取組を進めておりますし、プラットフォーム事業者の取引透明化法という法律もございまして、これは経済産業省の所管であります、それとは別に、総務省においても、所管している電気通信分野における公正な競争環境の確保や利用者保護の観点と

いうからの課題の洗い出し、必要となる対応の検討を進めていくことが適当であるとしております。

これら、今申し上げたところを書き下したのが、(5-1) から (5-1) モバイルOSに関する課題の整理までのところとなっております。

(6) コンテンツ・サービスの振興ということでございまして、ここでは、インターネット上のコンテンツ配信においても寡占が進む可能性があるということで、それが他のレイヤーの競争環境に及ぼす影響についても課題として言及すべきではないかというご指摘をいただいております。この分野は、国際競争において立ち後れてしまった結果、検索エンジン及びモバイルOSに代表される海外のプラットフォーム事業者による寡占や利用者データの囲い込み、そのサービスへの依存が起きているという指摘がされている分野です。ここの分野での立ち後れは、単に国内シェアを獲得できないだけでなく、利用者のデータが囲い込まれるという点にも留意が必要であって、特に健全な競争環境の確保や利用者利益の保護を図る観点から、戦略的に取組を進めていくことが必要であるとしております。

次におめくりいただきまして、コンテンツ・サービスの各論のところに入っております。QRコード関連のキャッシュレス化について、事業者が多く連携が不足しているというご指摘がありました。これは、事業者が多いことは事実ですが、引き続き、総務省としてJ P Q Rの導入もしておりますので、利用者や店舗の負担の軽減に向けた取組があれば進めていきたいということで考えております。

それから、情報銀行ということで、(6-3) になりますが、国民の理解が十分に得られていないのではないかというご指摘がございました。将来のあるべき姿を模索する上で、国際貢献の観点から、例えば、国内のD F F Tの基盤となり得る情報銀行の現状について言及すべきではないかということで、ここは現状が少し丁寧に触れられております。

ご紹介として、(6-3) の2つ目のパラグラフになりますが、総務省においては、要配慮個人情報の取扱いの可否及び条件についての認定指針の改定、や自治体が保有するデータ及び準公共分野のデータの利活用に関するガイドラインのルール整備も含めて、信頼性の高いスキームの定着に向けた取組を引き続き行っていくことが適当であるとしております。

それから、3ページ目で、情報セキュリティだけではなくD F F TやA Iといった分



野においても、国際的なルールメイキングへの貢献や国際社会との協調について言及すべきではないかというご指摘をいただいております。

この部分について、47ページの(6-5)の最後のパラグラフになりますが、この部分で、例えば、我が国が海外に先駆けてルールづくりを行い、発信していくことも、我が国の事業者からすると新しい市場への足がかりになるということも考えられます。加えて、これまでもData Free Flow with Trustや人工知能・AIの分野の国際場裡におけるルールづくりというのは、我が国が主導してきたところがございます。そうした意味では、今後もこうした国際的なルールメイキングの場には積極的に参加・貢献し、発信することが求められており、二国間・多国間問わず、いろいろなところに働きかけていくことが必要です。その中で、一つ、近い将来見えているものとして、我が国が、例えば、GPAI (Global Partnership on AI) や、来年日本が議長国を務めるG7、日本がホストとなるIGFがございますので、こうしたところも積極的に機会として活用して、取り組んでいくべきであるとしております。

続きまして、指摘の2つ目で、電気通信事業者によるサイバーセキュリティの確保についても言及すべきではないかということをごいただきました。

この部分については、サイバー空間を俯瞰したサイバーセキュリティの確保の中の、48ページの(7-2) ネットワークの安全性・信頼性を強化し、利用者の安心を確保するための電気通信事業者による取組ということで、例えば、攻撃者のC&Cサーバをネットワークのフロー情報から検知する技術の実証や、悪性のWebサイトを自動的・機械的に検知し、その情報を共有する技術の実証にも取り組んでいきます。それから、その先の議論といたしまして、例えば、費用負担の在り方や必要に応じた制度改正の必要性等についても、検討していくことが適当であるとしておるところでございます。

続きまして、(8) 人的基盤の強化と利活用の促進ということで、この部分でいただいたご指摘のほうを簡単にご紹介いたします。まず1つ目といたしまして、高齢者等だけではなく、障害者の方への情報アクセシビリティの向上に向けた取組についても言及すべきであるのご指摘です。

また、インターネットの利用者に求められる情報リテラシーとして、「フィルターバブル」や「エコーチェンバー」についても言及すべきではないかというご指摘をいただきました。

情報リテラシーについては、使い方は分かって、適切な情報選択ができない点が課

題であるというご指摘がございました。

さらに、国の省庁だけではなく自治体を含めた調達や監査がうまく機能していない部分について、総務省が進めていくことについても記載すべきではないかというご指摘がありました。

それから、自営型テレワークの推進に関する提言の中で、前回お示しした中で、ジェンダーバイアスがある記述があったというご指摘もいただきました。

これらを踏まえて、関係するところをかいつまんでご紹介させていただきます。

まず、(8-1)になります。情報アクセシビリティの向上ということで、前段は、総務省で今も取り組んでおります「デジタル活用支援推進事業」についてです。主にデジタル活用に不安のある高齢者の方向けに、オンラインによる行政手続の利用に対する説明・相談の支援をやっているところで、これを拡充していくことが必要ということを書いております。

3つ目のパラグラフの「また」から始まるところで、ここの部分では、障がい者の方への情報アクセシビリティの向上ということで、企業等が開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価で判断していただくという、日本版VPATと呼ばれるものの普及展開を進めております。また、総務省でも電話リレーサービスを始めたところでございますが、それらに限らず、ICT機器・サービスの開発・普及を促進していく必要があるという形にしております。

(8-2)は、受け手側から見たときの偽情報等への対応ということで、ここの部分に、ご指摘いただいた「エコーチェンバー」や「フィルターバブル」といった部分の課題についても指摘を加えております。

使い方が分かって適切な情報選択ができないというのは、直接これに対しての解ということではございませんが、この(8-3)のデジタル・シティズンシップの部分の取組のところで、何とかしていかなければいけない部分だと考えております。

それから、自治体との関係について(8-4)に書いております。現在、総務省で一番やっているところは、自治体DX推進計画ということで、人材の話が中心になっております。ここでいただいている、特に監査につきまして、前回もご審議の中でご示唆もいただいておりますが、直接総務省だけというよりは、今後、デジタル庁及び関係府省庁さんと一緒にやっていくところなのかと思っております。

(8-6)のジェンダーバイアスの記述については、改めまして書き直しております。

特に、最後のパラグラフの部分で、テレワークイコール女性というような連想がないような形で記述を修正いたしております。

それから、53ページが最後のページになります。「おわりに」ということで、前回この部分は書いておりませんでした。幾つかの課題もある部分を、今後、継続的に検討していかなければいけない部分もあるかと思っておりますので、パラグラフを3つほど用意しております。

1つ目のパラグラフは、まとめということでありまして、目まぐるしく変化する国際情勢の中で、独立、生存、繁栄を確保するために何をすべきかということ、まずは5Gをはじめとする高度なICTを最大限活用するソリューションの導入・実装が、戦略的自律性との関係ではその第一歩ではないかということです。他方、光電融合技術をはじめ、世界をリードしていくことが可能な技術を梃子として、不可欠性を獲得していくというのが、国際的な地位の強化というものになるのではないかというのが1つのまとめでございます。

実際、今回もいろいろな提言という形でまとめておりますが、こうしたものが成果を上げていくために、ステークホルダーの方や関係府省庁、よりミクロには総務省の部局間といった様々な部分のインターフェースにおいて、それぞれの役割を横断していく取組を行い、横串を刺していきます。そして、これが縦と横で有機的に連携し、従来のやり方にとらわれない「新しい取組」という形でやることが必須ではないかということを書いております。総務省においても、変化を恐れない進取の気性を持った取組と組織づくりに期待するという形にさせていただきました。

3つ目といたしまして、技術革新とともに新しいサービスが生まれ、絶え間ない進化を続けるインターネットの特性に関して、違法・有害情報等への対応や安心・安全な利用環境はもとより、自由で開かれたインターネットをどう維持していくのか、我が国の「正しい情報」を国内外にどのように発信していくのかという点についても問題提起いただいております。これが最後のチェックのところで、放送事業者のデータやコンテンツは、未放送のものを含め、「正しい情報」のソースとしてフェイクニュースをチェックする際に有用となり得るものであって、活用の在り方について言及すべきではないかというご指摘をいただきました。ここについては、「おわりに」のところで、直ちに何か解があるというところまで至りませんが、逆に言えば、第1章のほうでもご紹介しているWeb 3.0やメタバースといった新しいサービスの動向を引き続き注視していかな

なければいけない中で、この在り方についても引き続き検討を進めていくことが必要ではないかという形でまとめさせていただきました。

私から、まず本文のほうのご紹介は以上になります。画面のほうは切らせていただきます。ありがとうございます。

それから、簡単に10-2をご紹介させていただきます。今ご説明いたしました報告書(案)の概要版でございます。パワーポイントの形でまとめております。

おめくりいただければと思いますが、1ページ目が、今回の諮問させていただいた背景や本日に至るまでの審議の経過、総合政策委員会及び情報通信政策部会のそれぞれのメンバーのご紹介をさせていただいております。

2ページ目として、ICTの見取図ということで、これは冒頭にご紹介した楕円の中にマッピングした図でございます、ご紹介でございます。

3ページ目をおめくりいただきまして、情報通信産業に対する現状認識でございます。高い成長率が継続していること、それから、赤字の2つ目で書いているとおり、上位レイヤーを中心に海外勢が席卷していることが現状認識として挙げられております。ブロードバンドの整備は世界有数であり、デバイス等の分野にも強みがある反面、情報通信産業全体としてはあまり成長していないのではないかとということで、その周辺のデータとして、情報通信産業については、GDPの成長率が1%前後の成長でしか推移していないこと、情報通信産業の従業員数が10年間横ばいであること、また、通信・放送に関しては減少していることがあります。ICT投資、研究者数、研究費といったものも、概ね横ばいで推移しております。その比較として、米国のICT投資は増加傾向が継続しているということもここにも触れております。それから、ICTの財・サービスの輸出入の推移を見ますと、2010年代から輸入超過が拡大して、入超の状態になっているということも、ここで出ております。3ページ、4ページのグラフについては、本文でもご覧いただいているものを載せております。

5ページ目は基本的な考え方ということで、Society 5.0があるべき社会の中で情報通信政策として何をしていくのかを載せております。1つ目として、情報通信インフラの高度化と維持、2つ目として、国際競争力の維持・強化で、研究開発、ソリューション、人材と幅広く取り組むということでございまして、3つ目に、自由かつ信頼性の高い情報空間の構築にも取り組んでいかなければいけないとしております。

先ほど口頭でもご紹介いたしましたが、6ページ目が取組の方向性ということで、直

面する課題やデジタル敗戦の原因を左側にまとめております。これに対する取組の方向性として、例えば、Society 5.0を支える研究開発やインフラ、ソリューション投資の拡大、加えて、ゲームチェンジャーとなり得る新技術の開発導入に取り組んでいく形になっております。それから、顧客・市場を起点にした上での開発、実証、実装、海外展開という事業展開のプロセスを回していくことが必要であるということが三つ目で、「ものづくり」の技術とデジタル基盤の融合を通じて、ソリューションの実装を地方からも推進していくことが必要であるというのが4つ目でございます。最後が、放送の社会的役割の維持・発展、それから、安心・安全なインターネット環境の構築ということでもございました。

7ページは、1枚物でございますが、これまでご紹介してまいりました8個の項目についての一覧ということになっておりまして、8ページ、9ページ、10ページの3枚で、今7ページでご覧いただいている8個の項目について、報告書の中に書いてあるものをよりブレイクダウンした形で、重点的に取り組むべき事項という形でまとめております。

実際に、最後にまた今後のスケジュール等についてもご紹介させていただく中でありますが、10-1や10-2を本日ご審議いただいて、情報通信部会を経た後で、意見募集としてインターネット上やそれ以外の手段も含めて公開していくこととなりますので、そうした意味で、今回、概要版についてもご紹介させていただきました。

少し時間をオーバーしてすみません。私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。お返しいたします。

○森川主査 ありがとうございます、西潟企画官。

それでは、これからは質疑応答、自由討議の時間とさせていただきます。

ただいまご説明いただいた資料10-1、10-2、10-3に対するご質問も含め、ご意見をお持ちの方々は、チャット欄にお知らせいただけますでしょうか。いかがですか。

ありがとうございます。それでは、まず三友主査代理からお願いいたします。三友主査代理、根本委員、手塚専門委員の順にお願いします。

では、まず三友主査代理、お願いいたします。

○三友主査代理 ありがとうございます。これから授業があるものですから、早く失礼いたしますので、最初にお話をさせていただきたいと思います。

まず、大変苦勞の多い仕事をまとめていただいて、本当にありがとうございました。非常に細部にわたって記述されておりますし、なおかつ、各省との箇所との調整もされた結果だと思えます。全体的に、そういう意味では評価をさせていただいた上で、少し気がついた点を2点だけ申し上げたいと思えます。

1点は、総論的な意見なのですが、政策の方向として、資料10-1の35から36ページにかけて総論が記されているところでございまして、取組の方向性等についてはそのとおりだと私も思います。その中でも、例えば、36ページの第3段落の1行目から2行目にかけて、Society 5.0の実現や我が国の国際的なポジションの維持・向上に向けた取組を進めていくという、これが非常にキーになるかと思えます。

Society 5.0に関しては、国内イシューのようなところもございまして、これについては比較的よく書かれているようにも思うのですが、もう一つの国際的なポジションの維持・向上に向けた取組というところが、もう少し全体的ににじみ出てくると、もっと良いのではないかというのを少し感じました。実際に、頂いたPDFを簡単に検索すると、国際協力という言葉でヒットするのは1件しかございません。そういう意味では、海外に対して日本がどうアプローチしていくかというところがもう少し見える形だともっと良いのではないかというのが、全体の中での印象でございまして。

それから、もう一つは、各論になるのですが、放送に関して記述されているところが41ページから42ページにかけてでございます。内容につきましては、まさにこのとおりだと思うのですが、今、放送がこれから先インターネットに進出していくという状況にまさにありまして、その中で、やはり放送業界の方々の中には、放送に対して課されている規律が、そのままインターネットの世界でも課されるのではないかというような危惧をお持ちでいらっしゃる方も結構いらっしゃると感じております。

基本的には、やはり放送は自律的な発展を促すというのが基本だと思えます。ただし、この報告書の中にもありますように、放送の役割として、ディスインフォメーションやフェイクニュースを修正するものとしても重要だというような位置づけもありますので、あまり放送の役割を強調し過ぎると、放送に対して課されている規律が、インターネットにおいてもそのまま課されるのではないかという危惧もあろうかと思えます。よって、42ページの第1段落の6から7行目で、今後もそうした放送の社会的役割を維持し、発展させていくことが必要であるという表現がございまして、この「発展させていく」という表現をもう少し和らげていただいて、例えば、自律的な発展を支援すると

いった表現にさせていただくとよろしいのではないかと思います。

非常に細かい点で恐縮ですが、私からは2点、コメントとして申し上げました。以上でございます。

○森川主査 ありがとうございます、三友主査代理。

それでは、根本委員、お願いいたします。

○根本委員 ありがとうございます。私からは、若干細かい点を3つ意見させていただければと思います。

まず、総論としまして、大変貴重な重要な提言だと思いました。大変ご苦労さまでございました。

1つは、28ページに、企業による人的投資については、米国や欧州の機関投資家を中心に企業に情報開示を求める云々とあるのですが、米国や欧州とあえて入れなくてもよろしいのではないのかということです。日本の機関投資家も、今、ESG投資の潮流というようなことで、すごく人的資本というのには関心を持っております。日本も、ご承知のように、GPIFをはじめESG投資をかなり積極的にやっていて、欧米の基準を使って日本企業を評価することも一般的になっていますので、あえて欧米と言わなくても良いのではないかと思います。

あと、ここに述べられているICT人材というのは、割と専門職の方を念頭にしているように思うのですが、これまで議論でもあったように、経営層の人材開発も必要だと思います。これはほかに述べられているのかもしれませんが、少し触れられても良いのではないかと思います。ブロードバンドにしても、インフラが日本はかなり整っていても、それを活用できていない企業経営というものに大きな問題が私はあるのではないかと考えていまして、従業員だけではなくて、経営トップにも、より今の技術や世界情勢をもっと知ってもらう必要があるのかと思いました。

あと、45ページのキャッシュレスのところ、コードの統一性が非常に重要というのは分かるのですが、キャッシュレスイコールJPQRというわけでもなく、今はいろいろな多様な手段が出ているので、書き方として、キャッシュレスを進めることは重要であり、その一つの有力な手段としてJPQRがあるというような感じでもよろしいのかと思いました。

読んで印象として、やはりこのQRコードを前面に置いているという感じを受けました。ご承知のように、QRコード決済による利点はあるのですが、一方で、スマー

トフォンの存在が前提であることやアプリを開ける時間がかかること等、接触型カードに比べて少し劣る面がないわけではないですし、また、口座にチャージをしなければいけないという手間もあります。一方でデビットカード等ですと、銀行口座がそのまま落ちていきますから簡単ですし、個人が自分の資金用途を後で管理してまとめやすい上に、その情報を情報銀行含むいろいろなものに活用もできるという面もあります。それぞれがある意味利点もあると思いますので、そこに偏らなくても良いとは思いました。

あと、これは特に変更をお願いしたいということではないのですが、テレワークに関連して一つ述べます。例えば、テレワーク推進企業が表彰されるという場合、もちろんなさっているとは思いますが、その実態もよく把握されたら良いと思います。私自身、幾つかの会社の社外取締役もやっている中で、従業員アンケート等を見ると、かなり専門職で確立してスキルがある方はすごく良いのですが、入ったばかり方や慣れない方だと、なかなかキャッチアップができていなかったり、少し断絶感を感じたりという問題もあります。したがって、そういうところもしっかりと企業が対応しているのかというのは見たほうが良いのかと思います。これはただのコメントです。

最後に、この報告書の活用なのですが、これはぜひ国民企業の従業員や経営者に広めていただきたいと思います。この答申を出されること自体に意味があるとは思いますが、やはりかなり長いので、もう少しコンパクトにしたものを作成したり、動画形式にしたりと見やすく加工した上で、どこかへ行って経済団体に説明されるといったエンゲージメントをぜひして頂きたいと思います。内容自体は本当に素晴らしいものですし、また、健全な危機感を広い方に持っていただきたいと思います。

以上でございます。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、手塚専門委員、お願いできますか。そこで一旦切って、西潟企画官からコメントがあればしていただくという形で進めたいと思います。

では、手塚専門委員、お願いいたします。

○手塚専門委員 私もこの後、授業がありまして、簡単にコメントをさせていただきます。

全体的な話は本当に今回しっかりとまとめていただいている、網羅性についても非常に事務局のご尽力というものを感じておりまして、感謝申し上げます。私のやっている分野等の部分であるトラストサービスの辺りのところもしっかりと書き入れていただいている、ありがたく思っています。



1点申し上げますと、やはり今お二方の先生からも出た意見に共通している部分はあるのですが、国際性の点で、我が国の中だけではなくて、外との関係ということで、これらの各項目がどういう影響をし合うのかという点がもう少し出てくると良いかと思えます。

特に私のやっているトラストサービス等は、国内のDX推進という意味では報告書の内容のとおりで良いと思うのですが、国際的な意味合いでも本当に重要だと思っていて、例えば、2019年にEUとはEPAを締結しており、アメリカとは、2020年度FTAを締結しています。さらには、2021年度はUKとFTAを結んでいます。こういう中で、経済として、デジタルという視点でしっかりと連携していくということが重要で、そういう点で、実は制度論のところももう少し本来きっちり書き込んでいただきたいところかと思っています。

つまり、国際連携するということは、テクノロジーまでは共通で、当然それでインターオペラビリティは確保できるわけですが、その上にポリシーの概念がやはり必要で、ポリシーメイクをするのは、国家間であれば、国がそれを担うということになるわけです。だから、その辺のところをもう少し出していただくと、国として役割というものも明確になってくるのではないかと考えております。

以上、私のやっている分野を中心に説明させていただきましたが、全体的にも、国際という点でどういう関係性を構築していくべきかというところに目を通していただいて、強調すべきところはぜひ強調していただければと思っております。

以上でございます。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦、西潟企画官のほうから何かあれば、いただければと思います。いかがですか。

○西潟企画官 ありがとうございます。

まず、三友主査代理からいただいた国際の部分のご意見で、これは手塚専門委員からいただいた部分とも関連するのですが、またこの部分で今のテキストを見直して、できるところがあれば修正改善できればと思いました。

それから、放送の部分について、具体的にテキストのご提案をいただきました。これは内部で調整いたしたいと思えます。ありがとうございました。

根本委員からいただきました欧米の機関投資家のところも、ご指摘を踏まえて修正を

できると思っております。

J P Q Rの扱いのところについても、ご指摘いただいたとおりの部分はあろうかと思っておりますので、テキストのほうを精査いたしたいと思っております。

経営層の教育の部分は、実はなかなかピンポイントにどうこうというのはありませんが、引き続き課題としては認識しつつ検討していくというところではないのかと思いました。

最後にいただきました、いわゆる周知広報の世界は、最終的に答申いただきました暁には、しっかりとやってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

それから、手塚専門委員からいただきました、特に国際性のところで、先生から具体的にいただいた制度のところについてとなりますと、実は、今回のトピックスとして掲げております。例えば、先生からいただいた日米のF T Aでまさに、技術の上の制度上のインターオペラビリティまでというところが直に出てきます。ご指摘に該当する部分に関してはもう一回精査させていただきますが、具体的に、例えば、49ページのトラストサービスのほうで、もう一度追加で、いただいたご趣旨のテキストについてご示唆いただけると大変ありがたく存じます。また事務局のほうでも検討はもちろんいたしますが、もし可能であればお願いできればと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、大谷専門委員、お願いできますか。

○大谷専門委員 日本総研の大谷でございます。ありがとうございます。

非常に網羅性があって、現在の総務省のI C Tに関する施策を網羅したものになっているのではないかと思います。本当にゴールデンウィークにかけてお休みなく作業された結果ではないかということで、非常に感謝しております。そこで、非常に細かいことばかりで恐縮ではあるのですが、幾つかご検討いただければと思います。

まず、これは10-1の資料なのですが、35ページのところに、2050年のカーボンニュートラルの施策に言及した上で、I C Tのグリーン化が急務であるということをご述べられております。そこには、SDG sの実現ということが述べられているのですが、SDG sは、ご承知のとおり、2030年までに達成すべきゴールを述べたものですし、そのゴールの中でも、グリーン化というのは非常に緊急性が特別に高いものとして述べられているということもあります。また、今回の成果物が2030年頃を見据え

たものということで、カーボンニュートラルの達成という2050年に向けた長期的な施策にも関連するものですが、2030年にまず目標があるということをご触れさせていただいたほうが良いのではないかと考えております。

それから、同じく35ページの付近に、情報通信産業のデジタル敗戦について述べられているところがあります。デジタル敗戦という言葉は、一般的な文脈では、コロナ禍で露見した公共的な情報システムの未発達や、デジタルファーストの政策決定が十分に行われていないことに関連して述べられていたわけですが。本体の資料では情報通信産業のデジタル敗戦と述べられているので誤解されることはないと思うのですが、概要資料の10-2のほうでは単にデジタル敗戦と述べられております。一般の方がデジタル敗戦というふうに想起される場合には、どちらかという電子政府等の未発達ということが大きいと思いますので、やはり情報通信産業全体を見たときのデジタル敗戦について述べているのだと分かるように、概要資料のほうにも注釈を述べていただくのがよいのではないかと考えております。

非常に細かいことの連続で恐縮なのですが、47ページのところに、私が前回申し上げたように、DFFTやAIについて、国際的なルールづくりを主導してきたということについて触れていただいているのですが、できれば具体的にどのような場でどのような取組をしてこられたのかということについてのサイテーションをしていただくのが適当ではないかと考えております。

それで、主として取り上げていただいている情報銀行というのは、どちらかという国内に閉じたものとなっていて、例えば、情報銀行のモデルになったイギリスのmidataのような、GDPR全体に影響を及ぼしてきたような国際枠組みに比べますと、我が国の取組というのは十分に見えづらいところもあります。せっかくこれだけ網羅されている資料ですので、これまでの活動の状況や、情報銀行に限らずに国際的にDFFTやAIについてどのように働きかけてきたのかということについても触れていただいたら良いと思います。

そして、50ページのところになりますが、エコーチェンバーやフィルターバブルといった現象についての課題というふうに述べられている部分で、「課題への対応を防ぐためには」というのは多分書き間違えだと思います。「課題に対応するためには」か、もしくは「このような現象の被害を防ぐためには」というような書き方が必要だと思います。また、リテラシーという言葉が過度にここに集約して3回も使われています。イン

ターネット上の情報をうのみにしないことも大切ですし、インターネット上で得られる情報というのは、場合によっては情報の偏りが生じがちな使い方もあるということでの「リテラシー」という記述だと思いますが、ここはもう少し分かりやすく書き換えていただくのがよいのではないかと考えております。

そして、ファクトチェックについても述べていただいているのですが、リテラシーもさることながら、このようなファクトチェックへの取組について、もう少し理解を促進するような補足的な情報も入れていただいたほうがよいのではないかと考えております。世界のファクトチェックと日本におけるファクトチェックというのは違いがあると思いますので、そのことにも触れていただく必要があるかと思っております。

それから、DSA（欧州のデジタルサービス法案）にも言及していただいておりますが、例えば、利用者を誤認させるダークパターンへの対策等は、どちらかというところ、プラットフォームに一定の作為義務を課すような枠組みによってされている面があります。この人的基盤の話と別に進められているということのベクトルの違いが分かるように、この中でも書いていただくのがよいのではないかと思いました。

それから、先ほど根本構成員がおっしゃっていたテレワークへのコメントには特に強く共感するところですので、その点、申し添えさせていただきます。

長くなりまして申し訳ございません。

○森川主査 大谷専門委員、ありがとうございます。

それでは、森専門委員、お願いいたします。

○森専門委員 ありがとうございます。

ご説明ありがとうございます。前回いろいろ申し上げたことを本当に網羅的に拾っていただいて、まさに網羅性の高い、良い提言になったと思います。

私が特に申し上げたいのは、今の森専門委員のご指摘の偽情報やフィルターバブル、エコーチェンバーのところ、どう加筆していただくかということの提案です。また、先ほどの森専門委員のご指摘はごもっともですので、そちらはそういうようお願いしたいと思います。

今、偽情報への対応が、今ご指摘のあった8-2と、それとは別に(5-3)にも入っていると思います。これは全くその両方に入れていただくべきことで、8のほうは人的基盤からの、偽情報等に操作されないという意味で書いていただいている、5のほうはインターネット環境のほうで書いていただいているということで、両方に書いていた

だいているというのが、書き方としてはまさしく適切だと思います。

あとは、その配分なのですが、これでは、そもそも環境の話なのか人の話なのかということになりますと、どちらかと言えば、やはり環境の話だと思います。リテラシーを高めてだまされないようにという取組は限界がありまして、大ざっぱに言うと、やはり環境によっていろいろなところでいろいろな問題が起こっているから、電気通信事業法を改正することになったのだと思います。

では、どういうことが環境の（５）のほうに入ってくるのかということですが、今、放送のところで、アテンションエコノミーがインターネット上にあるのはいか、そのインターネット上のアテンションエコノミーに対抗するものとして、これからオンライン配信もする放送が、しっかり信頼できるものでなければいけないのはいか、引き続き信頼できるものでなければいけないのではないかと書いていただいています。そのアテンションエコノミーは、これはまさにお書きのとおり、インターネットに本籍地があるわけでございまして、これに対してどういう対応をすべきなのかということ、具体的には、（５）の安心・安全なインターネット利用環境構築の総論のところに書いていただければ良いのではないかと思います。

アテンションエコノミーの弊害として、媒体においてはページビューを極めて重視し、広告においてはコンバージョンを非常に重視するということが、エコーチェンバーやフィルターバブルが生じてくるわけです。その人に、この人はこういう記事だったら見るだろうからということで、どんどんお薦めをリコメンドするわけで、こういう広告だったら広告を見るだろう、買うだろうということで、どんどんそれを表示することでエコーチェンバーやフィルターバブルが起こっていくわけです。したがって、そういったことを（５）の安心・安全なインターネット利用環境の構築のところに総論として書いていただければ良いのではないかと思います。

その上で、それが各論にどう影響するかということですが、（５－３）の偽情報等への対応は、やはりそういうエコーチェンバーやフィルターバブルを踏まえてなされなければいけないわけですし、結局、アテンションの重視が偽情報につながっているという面もあるわけでございます。偽でも良いから、とにかく見てもらいたいのです。

もう一つは、（５－４）の利用者に関する情報の適切な取扱いの確保のところですが、これがまたエコーチェンバー、フィルターバブルに非常に大きく関わってきています。先ほどコンテンツのレコメンデーションとターゲティング広告について別に申し上げ

ましたが、その基礎となっているのは、利用者情報の野放図な収集なわけです。もう見境なくごっそり集めてユーザーのことを何でも知っているという状態になっている。その状態がいろいろな問題を巻き起こしているので、外部送信を規制しようということになったわけでございます。そういうわけで、利用者情報の適切な取扱いを確保しようということになったので、ここは、まさにアテンションエコノミーやフィルターバブル、エコーチェンバーと非常に密接に結びついているところです。したがって、(5)の総論のところを書いていただくのみならず、各論のところ、利用者に関する情報の適切な取扱いの確保をするのはなぜなのかという内容も加えていただきたいです。これはガバナンス検討会の概要版にも書かれていますが、結局、ユーザー情報を収集してユーザーへの働きかけをしており、それがプライバシーの侵害だけではなくて、働きかけられた利用者による極端な行動を招くことや、投票結果に影響されてしまうこと、社会の分断といった国家・社会の問題が様々に生じてくるから、利用者に関する情報の適切な取扱いを確保しようということになったわけです。例えば(5-3)や(5-4)は広い意味でのアテンションエコノミー、エコーチェンバー、フィルターバブルといった、今日において全く無視することのできなくなった大きな課題への対応として出てきた政策目標なわけですので、そのことを(5)の総論と、できれば、(5-3)、(5-4)にも一緒に書いていただければ良いのではないかと思います。

以上です。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、江崎委員、お願いいたします。

○江崎委員 どうもありがとうございます。私から、簡単に3点お話しします。

1点目は、先ほどのコンテンツの話にも関係するところですが、放送事業者、特にNHKが持っているコンテンツの利用を上手にやるようなことも書いていただきましたことに感謝いたします。

それで、関連して、三友委員のほうからの、放送産業の自律的發展が重要だという意見に関しましては、大変賛成します。自律の意味はいろいろな意味を持ってお使いになった自律性だと思います。特にお金の関係で、それから、国との関係、市場との関係を考えた上での自律的發展という記述が行われているのは非常に重要かと思います。

2点目は、最後の章に関するところですが、今回書いていただいた中に、本当に西潟企画官の思いが表れているのではないかと思います。例えば、セカンドパラグラフは、部

局横断府省庁横断というようなお話を書いてあって、単なる今の総務省の施策を並べただけではない、網羅した政策ではない方向を目指すべきだというふうにお書きになっていて、これは多分、基本的な考え方のところでも少し反映させるべき内容ではないかと思いました。

それから、関連して、この中でマルチステークホルダーという書き方がされてあって、これがグローバルと国際という書き方のところにすごく関係するところだと思います。特に今、国際という意味においても、国のポリシーによるフラグメンテーションが非常に顕著になってきているというところから、国際という言葉が出てくるところへの注意も必要です。また、国・国際とは少し違う、グローバルというところでの思いから、マルチステークホルダーということを書いていらっしゃるというところだと思いますので、この辺りの記述も、国際という言葉とグローバルという言葉をしっかり整理した上で使っていくということが必要ではないかと思います。

さらに、35ページの基本的な考え方のところでは、関係府省庁との連携による政府・自治体の空間と、産業のデジタル化とグローバル空間をデジタル化していくというような、グローバル空間に対しての国の空間、産業の空間という各空間で考え、いわゆる政府・自治体の空間の全てに関して、関係省庁やステークホルダーとの対話をしていくというような書き方で基本的な考え方のところを書くのが良いのではないかと思います。

最後に、細かいところですが、38ページ、39ページのところに、海底ケーブルインフラの国内のインフラとアジアのインフラを整備するということが書かれているわけですが、ぜひここに入れていただきたいことがあります。アジアのインフラが重要であるということは、森川主査も参加されたインフラ整備の話でも出てきましたが、アジアの入口としての地政学的な日本のポジションというのも重要だと思うので、そういう意味でのインフラ整備も必要であるというところを書いたほうが良いのではないのでしょうか。つまり、欧米に対してのアジアのマーケットであり、アジアへの地政学的な入口である日本が、どういうふうアジアに対して貢献するのか、また、どう欧米に対して重要なポジショニングを取るのかという観点で、インフラや海底ケーブルの整備を進めるという書き方が良いのではないかと思いましたので、その辺を少し加筆していただければ良いのではないかと思います。

以上でございます。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦切って、西潟企画官、いかがですか。

○西潟企画官 ありがとうございます。

まず、江崎委員からいただいた放送の部分は、先ほどの三友主査代理からのご指摘ともリンクするところだと思います。改めて精査していきたいと思いました。

それから、「おわりに」のところや基本的な考え方がどこまでいけるかということも中でも精査をしていて、どうしても内部部局的な話と、政策として打ち出していくものとうまくはまるかどうかのようところがございますので、それも含めて少し検討させていただければと思います。

それから、言葉の使い方で、グローバルと国際の部分に関して、いろいろご示唆いただきました。確かに、先生のおっしゃるとおり、フラグメンテーションの話とサプライチェーンの統合の話の両方がある中で、何がグローバルで何が国際かという言葉の使い方は重要だと思います。あまりグローバルという言葉は今回の報告書で使っておりませんが、改めて認識して精査をしたいと思いました。ありがとうございます。

海底ケーブルに関していただいた部分も、まさに地政学の話としてはそのとおりだと思います。中で調整をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それから、大谷専門委員から冒頭いただきました、SDGsと我が国のカーボンニュートラルとの間の時系列の関係というのはご指摘のとおりでありまして、今回、そこにまで意識が完全に回っていない書きぶりになっているかもしれません。ここは精査をさせていただければと思います。

それから、世界との違いや、幾つかこちらのタイポもあったかもしれませんが、ファクトチェックの話、AIやDFFTのところのサイテーションといったところは、記述の補足を検討したいと思います。ありがとうございます。

それから、森専門委員から、エコーチェンバー、フィルターバブル、アテンションエコノミーでいろいろとあるところについて、いろいろとご示唆、ご指摘をいただきました。事務局のほうでも、いま一度いただいたお話を踏まえて、テキストを精査させていただきたいと思います。

貴重なご指摘、いろいろとありがとうございました。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。岩浪専門委員、鈴木先生、その後、桑津委員の順



でお願いしたいと思います。

まず岩浪専門委員、お願いいたします。

○岩浪専門委員 インフォシティ、岩浪です。

皆様も言及しておりますが、西潟企画官をはじめとして、皆さん、本当に網羅的な資料の取りまとめをしてくださり、ありがとうございます。

それから、江崎委員がご指摘のように、西潟企画官に「おわりに」というあたりも非常に良い文章を書きいただいて、ありがたく思います。

時間ももう迫っておりますので、私の方から1点だけ申し上げます。これは報告書全体を見て、どこにというところが少し難しいところではあるのですが、IDとかデジタルアイデンティティのお話です。

これは、昨今問題になった社会福祉や10万円給付、スマートシティ、Beyond 5Gにも当然関係してきますし、ビッグテックとの競争及びデジタル敗戦のような話にも関係してきます。加えて、森専門委員や大谷専門委員がご指摘のようなユーザーのいろいろな情報流通に対するお話にも関係するため、やはりもう全体としての基盤となるお話だと思います。社会全体をもちろん見据えてではあります。2030年に向けて、政府がやはりデジタルアイデンティティの基盤をしっかりと提供するというお話は、本当は非常に重要だと思っております。したがって、IDやデジタルアイデンティティという単語がなかなか見られなかったため、全体の俯瞰図の中にも本来だったらどこかに入っているべきではないかと思いました。

以上です。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、鈴木先生、お願いできますか。

○鈴木専門委員 ありがとうございます。私のほうからは2点、ご指摘というか、コメントをさせていただきたいと思います。

1つは、経済安全保障という言葉で、今回、ちょうど衆議院を通過して今参議院で議論されていますが、ここにやはり通信が基幹インフラとして出されていて、今後やはり基幹インフラとして、いかに経済安全保障を確保するのかということが課題になってくるわけですね。今回の報告書は、皆様もおっしゃっていただいているとおり、非常に包括的であるのと同時に、経済安全保障の概念と極めて親和性のある内容になっています。特に、先ほども議論に出ました自律性ですと、自律性ということをやはりしっかり前面に

出すというのは、経済安全保障の考え方に合致しています。今進んでいる経済安全保障法案の中にも戦略的自律性という言葉があって、基幹インフラの自律性というのは問われているので、それをしっかりとやっているということをもう少しアピールしても良いのかなと思います。

この報告書の中で経済安全保障というのは、ややおまけっぽくつけられているところがあるので、もう少し、この報告書に書いてあることをしっかりとやるのが経済安全保障であるというような全体像を示せば良いのではないのでしょうか。特に「おわりに」のところにもそういったことを加えていくなり、最初の総論のところに加えていくなりというのをしていただけると良いかと思います。内容そのものは、間違いなく経済安全保障の問題と非常に共通するところがあるので、この報告書とのリンクをしっかりとつけておくことが大事かと思います。

2点目は、40ページの一番下から41ページまでのところです。ここには宇宙関連の話が少し書いてあるのですが、40ページの最後のパラグラフのところ、宇宙ネットワーク等に係る我が国の自律性を確保していくための取組も必要であるというふうに書いてあります。13ページの宇宙ネットワーク等というところでは、KDDIがスペースX、ソフトバンクがOneWebのような外国のサービスを使うということを書いてあって、自律性という、NTTとスカパーJ SATがやっている宇宙データセンター機能の話の、いわゆるSpace Compassの話だけが触れられています。何となく、この40ページのところに書かれている自律性というのは、若干踏み込み過ぎな感じがしないでもなくて、日本で自律的な小型衛星のネットワークという話は今はなかなか出てきにくい状態だと思います。むしろ、例えば、伝統的に今までスカパーJ SATがやってきた静止衛星のネットワークは自律的なものとして持っていますが、こういう新しいサービスに関しては、HAPS等の新しいものもあるし、小型衛星のコンステレーションに関しては、日本でやるという計画はまだ十分にありません。そのため、外国のものにも依存するが、これはあくまでも利便性のために外国のサービスを導入するのであって、最終的な自律的な通信ネットワークは別途宇宙でもしっかりとあるというのを書いておいたほうが良いのではないかと思います。少しこの辺りは整合性を取ってもらったほうが良いということが気になったので、コメントを差し上げます。

以上です。

○森川主査 鈴木先生、ありがとうございます。

それでは、桑津委員、お願いできますか。

○桑津委員 桑津でございます。ありがとうございます。

事務局の方には、大変な広範囲の部分をまとめていただきまして、どうもありがとうございます。

私からは、修正というよりはコメントや感想になってしまうのですが、少し述べさせていただきます。改めて情報通信政策と言ったときに、今までももともと重要な社会インフラで範囲が広いことを理解してはいたのですが、改めて今回、コロナの働き方やデジタルのレジリエンスやというのを含めると、ありとあらゆる課題が情報通信政策なしでは進まないというところが明らかになったと思います。その結果、今日の委員の方々のご意見もそうなのですが、すごく広い範囲で、働き方から、インフラから、社会から、全部が直結してしまったということで、ある意味、情報通信のネットワークの重要性というのが今までより高まったと言えます。この30年ずっと毎年高まってきましたが、改めて高まったということ、少し仕切り直しの意味でも言っても良いのかと感じました。

特に、社会インフラの見直しやデジタルのレジリエンス、先ほどの経済安全保障全部がネットワークになってしまっていますので、その意味で、重要なのは言うまでもないですし、これまでも重要でしたが、このタイミングで、さらに質的、範囲的にも本当に重要性が増したということを確認したのかというように思いました。

そういう面で、ネットワークがインフラのインフラになっていると書くと、また他省庁から怒られてしまいそうなので、表現はご相談させていただきますが、実態はそうだったと思いますので、これを書けというわけではないのですが、そういったところのニュアンス等もご反映いただくのも良いのかと思いました。

非常に雑駁な感想で申し訳ございませんが、以上です。

○森川主査 ありがとうございます、桑津委員。

それでは、森専門委員、いかがですか。

○森専門委員 時間のないところで、二巡目、申し訳ありません。一言だけ申し上げます。

(6) コンテンツのところ、今桑津委員のお話にもありましたように、通信は基盤であって、直接コンテンツをどうこうするというものではないと思うわけですが、その中であって、やはり回線とコンテンツの組合せの関係というのは非常に重要だと思っています。したがって、今、市場検証会議の下のネットワーク中立性に関するワーキング

グループでしっかり見てはいただいています、ゼロレーティング等の回線サービスがコンテンツの寡占化に与える影響について、引き続き注視するという事も書いていただければ良いかと思えます。

以上です。

○森川主査 ありがとうございます。それでは、西潟企画官、いかがですか。

○西潟企画官 ありがとうございます。

まず、岩浪先生からいただいたデジタルアイデンティティのところにつきましては、俯瞰図にどうはまるか、その記述としてどこかに残せるかどうかを含め、一度検討させていただければと思います。ありがとうございます。

それから、鈴木先生から、非常に心強いお言葉をいただきました。確かに、「おわりに」なのか、冒頭に持ってくるべきなのか分かりませんが、諮問を最初にさせていただいたときには、経済安全保障という言葉が明確に出していて、今回はそこからいただく一部の答申ということになりますので、明記してまいりたいと思います。

宇宙のところの記述についても、ご指摘ありがとうございます。このところは、今いただいたご指摘を踏まえて内容を精査させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それから、桑津委員からご指摘をいただきましたネットワークの話は、桑津委員にもうおっしゃっていただいたとおりで、ところどころには出ているのですが、いま一度、出したい部分がかっちり出ているかどうかという観点から確認させていただければと思えました。ありがとうございます。

森専門委員からいただきましたネットワーク中立性の話は、書き方も含め、内部で確認し、調整をさせていただきたいと思えます。ご指摘ありがとうございました。

私からは以上です。お返しいたします。ありがとうございました。

○森川主査 ありがとうございます。

多くの皆様方からご意見等いただきましたが、何かほかに皆様方からございますか。時間もかなり押してきてまいりましたが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

この報告書（案）に対して、本質的にご反対というようなご意見はなかったというふうに認識しております。いろいろなご意見を賜り、それに対して修正をこれからかけていきたいと思っています。その修正に関しては、ぜひ皆様方へのお願いなのですが、私

の一任とさせていただきますでしょうか。実は、初めのところでもお伝えしたのですが、明日が親会の情報通信政策部会となりますので、今日いただいたご意見を今日できる範囲で反映して、明日の情報通信政策部会で報告するといった形になっておりますので、ぜひ一任とさせていただきますと思っております。いかがですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今日、この後、できる範囲で皆様方からいただいたご意見を反映するようにしたいと思います。ありがとうございます。

## (2) その他

○森川主査 それでは、事務局から今後の予定についてお願いできますか。

○西潟企画官 ありがとうございます。

本日もご審議賜りまして、本当にありがとうございました。

本日もご審議いただきました報告書（案）につきまして、いただいたご意見を可能な限り反映いたしました上で、先ほど森川主査からもご紹介のあったとおりでございますが、明日開催される情報通信政策部会でご審議をいただくことになっております。その上で、情報通信政策部会でのご了解が得られれば、パブリックコメントの形になります。これは報道発表も行いまして、広く国民の皆様からもご意見をいただくこととしております。意見募集の期間は1か月でございますが、これが終了した暁には、頂戴したご意見やそれに対する考え方をまとめまして、情報通信政策部会で再度ご審議いただきまして、本日もご審議いただきました報告書（案）を基に最終的なご審議もしていただきます。そして、最後に一部答申という形でいただくことを予定しているところでございます。

それから、今申し上げたとおりでございますが、今回ご審議いただきました報告書やそこから上がってまいります答申は、当初の諮問のときにも事務局のほうからご説明いたしました。一部答申という形で、まずは第1回目のものをいただくということでお願いをしておりました。そういった意味におきまして、「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」につきましては、引き続き総合政策委員会でもご審議いただくものでございます。こうしたことを踏まえまして、次回の総合政策委員会の日程につきましては、また事務局のほうから別途ご連絡をさせていただく形とさせていただきますと存じます。

森川主査、三友主査代理、構成員の皆様、それから、ヒアリングにご協力いただきま

した事業者の皆様、団体の皆様、そして、有識者の皆様、改めてご礼申し上げます。誠にありがとうございました。

○森川主査 ありがとうございます。

それでは、これで総合政策委員会の第10回を閉会としたいと思います。今、西潟企画官からもお話があったとおり、一旦ここで区切りという形になりますが、またどこかのタイミングで再スタートという形になろうかと思っておりますので、皆様方、ぜひ引き続きよろしくお願いできればと思います。

また、改めて、今回、10回の総合政策委員会プラスヒアリングということで、非常に多くの方々にヒアリング等にもご登壇いただきましたし、総務省内でも本当にいろいろな課の方々からお手伝いいただきまして、本当にありがとうございました。総務省の省内の横断的な位置づけということもあって、ホッチキス留めをせざるを得ないようなところも、まとめるに当たっては出てきてしまうところは致し方ないかとは思いますが、それでも、この総合政策委員会というフックを使って、よりよい制度設計につなげていくことができればと思っております。傍聴されている皆様方を含め、引き続きご意見お考え等ございましたら、ぜひお知らせいただければと思っております。ありがとうございます。

それでは、これにて、総合政策委員会の第10回を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(以上)